

利尻町国民保護計画

(資料編)

利尻町国民保護協議会

令和4年7月

基本用語の説明

【あ行】

- **安否確認**
避難住民及び武力攻撃災害により死傷した住民の安否に関する情報
- **受入地域**
他県等への避難において、受入側の知事が決定する、避難住民を受け入れるべき地域
- **NBC攻撃**
核兵器（Nuclear weapons）、生物兵器（Biological weapons）又は化学兵器（Chemical weapons）による攻撃をいう。
- **応急公用負担**
応急処置を実施するため緊急の必要があると認められるときに、第三者に対し、正当な補償のもとに人的又は物的な負担を求めること。国民保護法では、物的負担を求めることができる旨の規定がある。

【か行】

- **化学剤**
化学兵器に用いられる化学物質で、その有する毒性や刺激性などによって人体に害を及ぼすもの。（サリン、VX剤）
- **危険物質等**
引火・爆発・空気中への飛散・周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質
- **救援**
避難住民や武力攻撃災害による被災者に対する収容施設の供与、食品等の給与、医療の提供などの措置
- **救護班**
医師、看護師等で組織される数名のチームで、災害現場や救護所・避難所を回り医療を行うもの。
- **緊急交通路**
避難住民の運送、緊急物資の運送などの実施に必要なため、道公安委員会が一般車両の通行を禁止又は制限している道路
- **緊急対処事態**
武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

- **緊急事態対処方針**
緊急対処事態に至ったときに政府が定める対処方針
- **緊急対処保護措置**
緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する緊急対処事態における攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、又は攻撃が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするための措置
- **緊急通行車両**
緊急自動車その他の車両で国民保護措置の的確かつ迅速な実施のためその通行を確保することが特に必要なもの。
- **緊急通報**
武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するために知事が発令する武力攻撃災害の現状及び予測等に関する情報
- **緊急物資**
避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材
- **国の対策本部**
事態対処法に基づき対処基本方針を定められたときに、内閣に設置する事態対策本部をいう。
- **国の対策本部長**
事態対処法に基づく国の対策本部の長をいい、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣）をもって充てる。
- **警戒区域**
市町村長又は知事が設定する、関係者以外の立入り制限・禁止・退去命令を行うことができる区域
- **警報**
武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため、基本指針及び対処基本方針の定めるところにより国の対策本部長が発する情報
- **広域応援体制**
都道府県又は市町村の区域を越えた相互の応援体制
- **広域緊急援助隊**
高度な救出救助能力を有し、大規模災害時に広域的に活動する警察の部隊
- **高度情報通信ネットワーク**
道の防災行政無線を発展させて整備した、道庁、道地方機関、市町村、防災関係機関等を結ぶ情報通信網

○ **後方医療活動**

災害時において、現地の救護所や医療機関で対応しきれない重症患者などを、対応可能な後方の医療機関に搬送して行う医療活動。災害時の医療救護活動において中心的な役割を担う災害拠点病院などで実施される。

○ **国際人道法**

武力紛争において、人道的諸問題に対する配慮から、紛争当事者の戦闘方法や手段を制限するために規定された国際法（ジュネーブ諸条約等）

○ **国民保護計画**

指定行政機関、都道府県及び市町村が、それぞれ実施する国民保護措置の内容及び実施方法などに関して政府の定める基本指針に基づき定める「国民の保護に関する計画」をいう。

○ **国民保護協議会**

都道府県又は市町村における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関となる協議会をいう。

○ **国民保護業務計画**

指定公共機関及び指定地方公共機関が、それぞれ実施する国民保護措置の内容及び実施方法などに関して定める「国民の保護に関する業務計画」をいう。

○ **国民保護措置**

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするための措置

○ **国民保護等派遣**

防衛大臣が、知事から国民保護法第15条第1項（緊急対処事態における準用を含む）の要請を受けた場合や、武力攻撃事態等対策本部長（内閣総理大臣）から同条第2項の求めがあった場合に実施する、国民保護措置等のための自衛隊の派遣

【さ行】

○ **災害時優先電話**

災害対策のために優先して回線を確保するようあらかじめ登録してある電話

○ **自主防災組織**

住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織

○ **市町村国民保護計画**

道国民保護計画に基づき市町村長が作成する市町村の国民の保護に関する計画

○ **指定行政機関**

内閣府及び各省庁など国の中央機関で政令で定めるもの。

- **指定公共機関**
独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの。
- **指定地方行政機関**
指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるもの。
- **指定地方公共機関**
都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するもの。
- **指定地方公共機関国民保護業務計画**
道国民保護計画に基づき指定地方公共機関が作成する国民の保護に関する業務計画
- **収用**
知事などが、所有者の同意なしに国民保護措置に必要な物資などの所有権を取得すること。
- **収容施設**
被災者や避難住民を受入れるための施設（応急仮設住宅を含む）
- **除染**
人体や施設に付着した有害物質を洗浄やふき取りによって除去したり、中和、殺菌して無害化したりすること。
- **生活関連等施設**
国民生活に関連する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれのある施設又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがある施設で政令で定めるもの。
- **生活関連物資等**
国民生活との関連性が高い物資又は国民経済上重要な物資
- **生物剤**
生物兵器に用いられる病原微生物あるいはその毒素で、その病原性によって人体に害を及ぼすもの。
- **相互応援協定**
災害が発生した場合において、応援措置を円滑に実施するために、あらかじめ自治体間で締結した協定
- **事態認定**
武力攻撃事態であること、武力攻撃予測事態であること又は緊急対処事態であることを政府が認定することをいう。

【た行】

- **大規模集客施設**
デパート、劇場、球場など多数の客が集まる規模の大きな施設
- **対処基本方針**
武力攻撃事態等に至ったときに政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針
- **対処措置**
対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する措置
- **ダーティーボム**
爆薬の爆発力によって放射性物質をまき散らす爆弾
- **弾道ミサイル**
ロケット推進により発射された後、放射線の軌道（弾道軌道）で飛ぶ対地ミサイル
- **地方公共団体**
普通地方公共団体である都道府県及び市町村と特別地方公共団体である特別区、地方公共団体の組合などをいう。
- **町対策本部**
国民保護法に基づき、町が設置する町国民保護対策本部をいい、政府が閣議決定し該当する市町村を指定する。
- **町対策本部長**
町対策本部の長をいい、国民保護法に基づき、町長をもって充てる。
- **治安出動**
一般の警察力では治安を維持することができない場合に、内閣総理大臣が命じる自衛隊の出動
- **特定物質**
救援の実施に必要な物資（医薬品、食品、寝具その他政令で定めるもの）であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの。
- **トリアージ**
一度に多数の傷病者が発生した場合に、限られた資源のもとで最大効果を得るため、傷病者の緊急度や重症度によって治療の優先度をつけること。
- **道国民保護協議会**
道の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議し、知事に意見を述べる機関
- **道国民保護計画**
基本指針に基づき知事が作成する北海道の国民の保護に関する計画

- **道対策本部**
道及び道内の市町村、指定（地方）公共機関が実施する道の区域に係る国民保護措置の総合的な推進をつかさどる、北海道国民保護対策本部
- **道対策本部長**
道対策本部の長をいい、国民保護法に基づき、知事をもって充てる。

【は行】

- **非常通信協議会**
人命救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な非常通信の円滑な運用を図るために、国、地方公共団体、電気通信事業者等の防災関係機関で構成されている連絡会
- **非常通信体制**
災害発生時などの非常時において通信を確保する体制
- **避難先地域**
国の対策本部長が示す住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む）
- **避難施設**
知事が指定する、住民を避難させ、又は避難住民等の救援を行うための施設
- **避難実施要領**
避難の指示があったときに、市町村長がその国民保護計画で定めるところにより作成する避難に関する方法等、避難の実施に関し必要な事項を定めたもの。
- **避難住民**
避難を行った者又は避難の途中にある者（住民以外の滞在者を含む）
- **避難住民等**
避難住民及び武力攻撃災害による被災者
- **避難措置の指示**
国の対策本部長が知事に対して行う、住民の避難に関する措置を講ずべきことの指示
- **避難の指示**
避難措置の指示を受けた知事が住民に対して行う、避難すべき旨の指示
- **避難誘導**
避難の指示を受けた住民を、避難先に導くこと。
- **輻輳**
交換機やネットワークの処理能力を超えて通信量が発生し、通信が滞ること。
- **武力攻撃**
我が国に対する外部からの武力攻撃

- **武力攻撃事態**
武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
- **武力攻撃予測事態**
武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態
- **武力攻撃事態等**
武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態
- **武力攻撃災害**
武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- **武力攻撃原子力災害**
武力攻撃に伴って原子力事業所外へ放出される放射性物質又は放射線による被害をいう。
- **武力攻撃災害への対処に関する措置**
武力攻撃災害の防除、軽減、その他被害が最小となるようにするために実施する措置
- **武力攻撃事態対処法**
「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」の略
- **防衛出動**
武力攻撃事態において我が国を防衛するために必要がある場合に内閣総理大臣が命じる自衛隊の出動
- **防護服**
放射性物質、化学剤、生物剤、爆発物など危険な物質を扱う場合や、消火活動を行う際に、作業者を保護するための装備
- **防災行政無線**
道・市町村・関係機関が相互に、あるいは市町村から住民に対して、防災情報や一般行政用務の通信・放送をするために用いる無線システム
- **保管命令**
救援に必要な特定物資を確保するため、当該物資を保管するよう知事などが生産者・販売者等に対して行う命令（隠匿、損壊、破棄、搬出の禁止）

【や行】

- **要避難地域**
国の対策本部長が示す住民の避難が必要な地域

【ら行】

○ 利用指針

武力攻撃事態等において対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るため、国の対策本部長が対処基本方針に基づき定める、港湾施設・飛行場施設・道路・海域・空域・電波の利用に関する指針（特定の者の優先的な利用の確保）

関係機関の連絡先

【指定地方行政機関】

名 称	所在地	電 話
稚内開発建設部 稚内港湾事務所	稚内市末広4丁目5番33号	(0162)33-2758
宗谷森林管理署 利尻森林事務所	利尻富士町鴛泊字栄町	(0163)82-1529
北海道運輸局 旭川運輸支局稚内庁舎	稚内市開運2丁目2番1号	(0162)23-5047
利尻空港管理事務所	利尻富士町鴛泊字本泊	(0163)82-1269
稚内海上保安部	稚内市開運2丁目2番1号	(0162)22-0118
稚内地方气象台	稚内市開運2丁目2番1号	(0162)23-2679
北海道総合通信局	札幌市北区8条西2丁目1-1	(011)709-2311

【北海道】

名 称	所在地	電 話
総務部危機対策局 危機対策課	札幌市中央区北3条西6丁目	(011)204-5007
総務部危機対策局 危機対策課(防災航空室)	札幌市東区栄町964番地	(011)782-3233
宗谷総合振興局地域創生部 地域政策課(主幹)	稚内市末広4丁目2番27号	(0162)33-2914
宗谷総合振興局保健環境部 利尻地域保健支所	利尻町杓形字日出町13番1号	(0163)84-2247
宗谷総合振興局保健環境部 鴛泊社会福祉事務出張所	利尻富士町鴛泊字栄町	(0163)82-1549
宗谷総合振興局稚内建設管理部 利尻出張所	利尻町杓形字泉町	(0163)84-2008
宗谷教育局	稚内市末広4丁目2番27号	(0162)33-2510

【自衛隊】

名 称	所在地	電 話
陸上自衛隊 北部方面総監部 防衛部	札幌市中央区南26条西10丁目	(011)511-7116
陸上自衛隊 第2師団司令部 第3部	旭川市春光町国有無番地	(0166)51-6111
陸上自衛隊 第2師団 第3普通科連隊 ※町の担当部隊(災害・警備)	名寄市内淵84番地	(01654)3-2137

【警 察】

名 称	所在地	電 話
北海道旭川方面 稚内警察署	稚内市大黒1丁目6-48	(0162)-24-0110
北海道旭川方面 稚内警察署杓形駐在所	利尻町杓形字日出町	(0163)84-2110
北海道旭川方面 稚内警察署仙法志駐在所	利尻町仙法志字本町	(0163)85-1110

【消 防】

名 称	所在地	電 話
利尻礼文消防事務組合 消防本部	利尻町杓形字泉町	(0163)84-2742
利尻礼文消防事務組合 消防署	利尻町杓形字泉町	(0163)84-2119
利尻礼文消防事務組合 仙法志分遣所	利尻町仙法志字本町	(0163)85-1119

【関係市町村(宗谷管内)】

名 称	所在地	電 話
稚内市	稚内市中央4丁目	(0162)84-6161
利尻富士町	利尻富士町鷺泊字富士野	(0163)82-1111
礼文町	礼文町香深	(0163)86-1001
猿払村	猿払村鬼志別西町172	(01635)2-3812
浜頓別町	浜頓別町中央南1番地	(01634)2-2345
中頓別町	中頓別町字中頓別172	(01634)6-1111
枝幸町	枝幸町本町916	(0163)62-1234
豊富町	豊富町大通6丁目	(0162)82-1001
幌延町	幌延町宮園町1-1	(01632)5-2971

【その他の機関等】

名 称	所在地	電 話
利尻島国保中央病院	利尻町杓形字緑町	(0163)84-2626
市立稚内病院	稚内市中央4丁目	(0162)23-2771
(株)NTT東日本-北海道 北海道北支店	旭川市10条通り10丁目	(0166)20-5410
NHK旭川放送局	旭川市6条通6丁目27	(0166)24-7000
NHK稚内報道室	稚内市港1丁目2番3号	(0162)23-3403
日本通運(株) 稚内支店	稚内市開運2丁目1番7号	(0162)23-2654
北海道電力ネットワーク株式会社 稚内ネットワークセンター	稚内市港3丁目1番13号	0120-060-135

名 称	所在地	電 話
北海道電力(株) 沓形発電所	利尻町沓形字種富町	(0163)84-2078
ハートランドフェリー株式会社 稚内支店	稚内市開運2丁目7番1号	(0570)028-010
宗谷バス(株) 利尻営業所	利尻町沓形字本町	(0163)84-2550
りしりハイヤー	利尻町沓形字本町	(0163)84-2252
利尻漁業協同組合沓形支所	利尻町沓形字本町	(0163)84-2456
利尻漁業協同組合仙法志支所	利尻町仙法志字政泊	(0163)85-1221
利尻町商工会	利尻町沓形字本町	(0163)84-2210
利尻沓形郵便局	利尻町沓形字本町	(0163)84-2860
仙法志郵便局	利尻町仙法志字本町	(0163)85-1160
新湊郵便局	利尻町沓形字新湊	(0163)84-2870

【学 校】

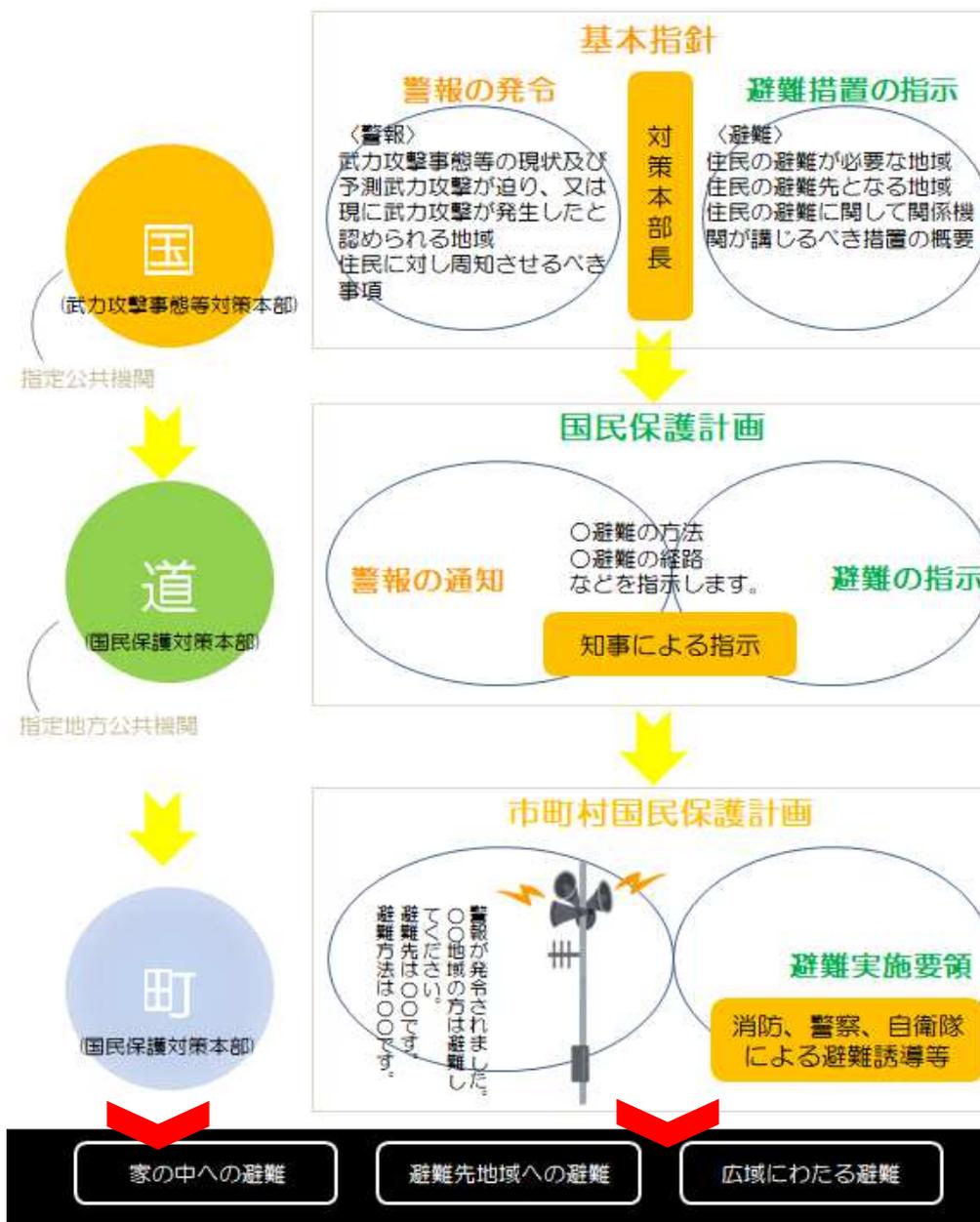
名 称	所在地	電 話
沓形小学校	利尻町沓形字日出町	(0163)84-2055
仙法志小学校	利尻町仙法志字本町	(0163)85-1044
利尻中学校	利尻町沓形字神居	(0163)85-7811
北海道利尻高等学校	利尻町沓形字神居	(0163)84-2215

避難実施要領

【全 般】

道は、国から通知された武力攻撃事態等の現状や予測などの警報について、直ちに、その内容を市町村長や放送事業者などの関係機関に通知し、関係機関は、サイレン、放送、ホームページなどを通じて住民に伝達します。

また、国からの避難措置の指示を受けたときは、直ちに市町村長を経由して避難を要する地域の住民に対し、避難の指示をします。避難誘導は、各市町村長が行います。



【弾道ミサイル落下時の行動】

弾道ミサイルは、発射からわずか10分もしないうちに到達する可能性もあります。ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、国からの緊急情報を瞬時に伝える「Jアラート」を活用して、防災行政無線で特別なサイレン音とともにメッセージを流すほか、緊急速報メール等により緊急情報が知らされる。

- 重要なことは、① 速やかな避難行動
② 正確かつ迅速な情報収集



弾道ミサイルが着弾した場合、
激しい爆風や破片などにより
身体へ**大きな被害**を受ける可能性があります。

Jアラート
メッセージ

直ちに避難。直ちに避難。ミサイルが〇時〇分頃、
●●周辺に落下するものとみられます。直ちに避難
してください。

メッセージが流れたら

落ち着いて、直ちに行動してください。

屋外に
いる場合

**近くの建物の中か
地下に避難。**

※できれば頑丈な建物が望ましいものの、近くになれば、
それ以外の建物でも構いません。

建物が
ない場合

**物陰に身を隠すか、
地面に伏せて頭部を守る。**

屋内に
いる場合

**窓から離れるか、
窓のない部屋に移動する。**

〈弾道ミサイル落下時に取ってもらいたい行動の例〉

学校



近くの建物に避難

窓から離れ、身を守る姿勢をとる。



近くの建物に避難

窓から離れ、身を守る姿勢をとる。



窓から離れる。

机の下で身を守る姿勢をとる。

自宅



窓から離れる。

窓のない廊下避難し、身を守る姿勢をとる。

自動車運転中



速やかに安全な場所に停車し、車から離れる。近くに建物が
ない場合、その場に伏せて頭
部を守る。

福祉施設



窓から離れた場所に集まり、
身を守る姿勢をとる。

オフィス



窓から離れた廊下に出て、身を守る姿勢をとる。又は、机の下に
身を隠す。

その他



その場に伏せて、頭部を守る。



塀に身を寄せて、頭部を守る。



コンクリートに身を寄せて、頭部を守る。



遊具の中に身を隠す。



ベンチの下に身を隠す。



駅構内で隙間に身を隠す。



教室から窓のない廊下に出て、身を守る姿勢をとる。



防災頭巾やヘルメットをかぶり、窓から離れて、身を守る姿勢をとる。



外に面した窓から離れるため、廊下に出て、身を守る姿勢をとる。

【武力攻撃事態等】

国等からの情報に基づき、有事に至る前に島外全員避難を基本とする。

全住民の避難可能な輸送手段確保 ⇒ 民船、海自艦艇、空自航空機
海上保安庁船艇・航空機等

住民避難 ⇒ 各地区ごと集合場所、時間を周知
集合場所から、手配する輸送手段により港、空港等に移動

★ 避難誘導の方法(一例)

[全般方針]

利尻町は、住民約 2,000 名を○日 12:00 を目途に避難住民の輸送を開始する。
なお、避難は○日～○日の○日間で実施する。

島外への避難住民の輸送は、杓形港から海自艦艇○隻、ハートランドフェリー
○隻をピストン輸送を実施するほか、要配慮者を優先的に利尻空港から民航及び
空自航空機等により輸送する。それぞれの出発 1 時間前には港湾や空港に到着す
るよう、○○バス、公用車等による輸送計画を作成して移動させるとともに、各
着港到着後の避難所までの移動手段についても道等と連携して確保する。

この際、自家用車の移動は特別な事由がある場合以外は認めない。

避難先は、当面の間は、○○市総合体育館、○○町公民館・・・とする。

[事前準備の呼びかけ]

IP 告知電話機及び屋外スピーカ、緊急告知防災ラジオ、広報車等により避難の
呼びかけを行う。

[港湾、空港での対応]

受付を開設し、役場職員が住民基本台帳等により島外避難者を確実に掌握する
とともに所要の指示等を行う。

[避難完了の確認]

島外避難者リストと住民基本台帳の照合と合わせて町全域の確認を警察、役場
職員等により実施する。

[役場職員の役割分担]

避難住民の誘導が整齊円滑に実施できるように、以下に示す要員及びその責任
者等について町職員等の勤務を割り振る。

- ・ 住民への周知要員
- ・ 避難誘導要員
- ・ 町対策本部要員
- ・ 現地連絡要員(港湾、空港など)
- ・ 備蓄品配布要員(非常食、水、毛布など)

各種様式

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した	による被害（第 報）						
	年 月 日 時 分 利尻町						
1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）							
(1) 発生日時 年 月 日							
(2) 発生場所 利尻町 杓形・仙法志 字 町 （北緯 度、東経 度）							
2 発生した武力攻撃災害の状況の概要							
3 人的・物的被害状況							
	人的被害	住家被害	その他				
利尻町	死者	行方不明者	負傷者	全壊	半壊		
	(人)	(人)	重症 (人)	軽傷 (人)	(棟)	(棟)	

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

【様式第1号(第1条関係)様式】

安否情報収集様式(避難住民・負傷住民)

記入日時(年 月 日 時 分)

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所(郵便番号を含む。)	
⑥ 国籍	日本 その他()
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷(疾病)の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、 ①～⑪を回答する予定ですが、回答を 希望しない場合は、○で囲んで下さ い。	回答を希望しない
⑬ 知人から照会があれば①⑦⑧を回答 する予定ですが、回答を希望しない場 合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者 からの照会に対する回答又は公表する ことについて、同意するかどうか○で囲 んで下さい。	同意する 同意しない
備考	

(注1) 本収集は国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生年月日」蘭は元号表記により記入願います。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

【様式第2号(第1条関係)様式】

安否情報収集様式(死亡住民)

記入日時(年 月 日 時 分)

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所(郵便番号を含む。)	
⑥ 国籍	日本 その他()
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居人・知人以外の者からの照会に対し回答することへの同意	同意する 同意しない
備考	

(注1) 本収集は国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生年月日」蘭は元号表記により記入願います。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

⑪ の同意回答者		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

(注5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

【様式第3号(第2条関係)様式】

安否情報報告書

報告日時： 年 月 日 時 分

市町村名： 担当者名：

① 氏名	② フリガナ	③ 出生 の年月日	④ 男 女の別	⑤ 住所	⑥ 国籍	⑦ その他個人を 識別するための情報	⑧ 負傷 (疾病)の該当	⑨ 負傷又 は疾病の状況	⑩ 現在の 居所	⑪ 連絡先 その他必要事 項	⑫ 親族・ 同居者への回 答の希望	⑬ 知人へ の回答希望	⑭ 親族・同居者・ 知人以外の者への回 答又は公表の同意	備考

- この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 「避難住民に該当するか否かの別」 蘭には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡又は負傷した住民に該当するか否かの別」 蘭には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 「同意の有無」 蘭には、安否情報の提供に係る同意について「有」又は「無」と記入すること。この場合において、当該同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」 蘭に記入すること。
- 「出生の年月日」 蘭は元号表記により記入すること。
- 「国籍」 蘭は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
- 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、「負傷又は疾病の状況」 蘭に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」 蘭に「死体の所在」を記入すること。

【様式第4号(第3条関係)様式】

安否情報照会書

年 月 日

利尻町長 殿

申請者

住所(居所)

氏名

下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を紹介します。

照会をする理由 (○を付けてください。③の場合、理由を記入願います。)		① 被紹介者の親族又は同居者であるため。 ② 被紹介者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③ その他 ()
備考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住所	
	国籍 (日本国籍を有しないものに限る。)	日本 その他()
	その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備考		

備考

- この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とします。
- 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
- 「出生の年月日」 蘭は、元号表記により記入願います。
- ※印の欄には記入しないでください。

【様式第5号(第4条関係)様式】

安否情報回答書

年 月 日

殿

利尻町長

年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。

避難住民に該当するか否かの別			
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別			
被 紹 介 者	氏 名		
	フリガナ		
	出生の年月日		
	男 女 の 別		
	住 所		
	国 籍 (日本国籍を有しないものに限る。)	日本 その他()	
	その他個人を識別するための情報		
	現在の居所		
	負傷又は疾病の状況		
※連絡先その他必要事項			

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とします。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には、「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は、元号表記により記入願います。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

国民保護協議会条例

平成 18 年 6 月 21 日
条例第 36 号

(目的)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)第 40 条第 8 項の規定に基づき、利尻町国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

第 2 条 協議会の委員の定数は、20 名とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理者)

第 3 条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第 5 条 協議会に、幹事を置くことができる。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから町長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第 6 条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第 7 条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この条例は、交付の日から施行する。

利尻町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

平成 18 年 6 月 21 日
条例第 37 号

(目的)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。)第 31 条及び法第 183 条において準用する法第 31 条の規定に基づき、利尻町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、国民保護対策本部の事務を総括する。

- 2 国民保護対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。
- 3 国民保護対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。
- 4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、町の職員のうちから、町長が任命する。

(会議)

第 3 条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議(以下、この条において「会議」という。)を招集する。

- 2 本部長は、法第 28 条第 6 項の規定に基づき、国の職員及び北海道の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第 4 条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

- 2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第6条 前各条に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は本部長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、利尻町緊急対処事態対策本部について準用する。

附則

この条例は、交付の日から施行する。

利尻町国民保護協議会運営規定

(目的)

第1条 この規定は、利尻町国民保護協議会条例(平成18年利尻町条例第36号。以下「協議会条例」という。)第7条の規定により、利尻町国民保護協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(招集)

第2条 協議会を招集するときは、協議会の日時、場所及び議題をあらかじめ委員に通知しなければならない。

2 会長は、委員総数の2分の1以上の数の委員から請求があるときは、協議会を招集しなければならない。

(委員の代理)

第3条 委員がやむを得ない事情により出席できないときは、代理を出席させることができる。

2 代理については、委員と同一の機関に属する者で委員が指名する者とし、委員の職務を代理する。

(専門委員)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、専門委員の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(会議録)

第5条 会長は、次の各号に掲げる事項を記録した会議録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 会議の経過
- (4) 議決事項
- (5) その他参考事項

(委員の異動報告)

第6条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第40条第4項第1号から第7号に掲げる委員に異動があったときは、その後任者は直ちに、職名、氏名、年齢及び異動年月日を会長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、総務課において処理する。

附則

この規定は、平成18年8月10日から施行する。

利尻町国民保護協議会委員名簿

令和4年7月1日現在

(任期 令和3年9月1日～令和5年8月31日)

連番	区 分	機 関 名	役 職	氏 名
	利 尻 町	利尻町国民保護協議会長	利尻町長	上遠野 浩 志
1	指定地方行政機関	稚内開発建設部杓形港湾建設事務所	所長	松 尾 義 雄
2		稚内海上保安部	部長	内 海 雅 雄
3	陸 上 自 衛 隊	第3普通科連隊	連隊長	山 崎 潤
4	北 海 道	宗谷総合振興局地域創生部地域政策課	主幹	菊 池 博 幸
5		稚内建設管理部利尻出張所	所長	菅 原 英 徳
6		宗谷総合振興局保健環境部利尻地域保健支所	支所長	簾 内 宏 明
7		旭川方面稚内警察署	署長	田 村 厚 己
8	利 尻 町	副町長	副町長	澤 谷 敬
9		教育委員会	教育長	宮 道 信 之
10	消 防 機 関	利尻礼文消防事務組合消防本部	消防長	中 山 寿 行
11	指 定 公 共 機 関	北海道電力ネットワーク株式会社稚内ネットワークセンター	所長	石 屋 忠 浩
12		ハートランドフェリー株式会社稚内支店	支店長	東 海 且 典
13		宗谷バス株式会社利尻営業所	所長	坂 本 一 彦
14		利尻くつがた郵便局	局長	滝 沢 誠 人
15	公共的団体、施設管理団体等	利尻町議会	議長	蔵 昭 南
16		利尻漁業協同組合杓形支所	運営委員長	松 村 栄 悦
17		利尻漁業協同組合仙法志支所	運営委員長	佐々木 隆 敏
18		利尻町商工会	会長	中川原 潔
19		杓形地区自治会連合会	会長	澤 谷 勉
20		仙法志地区連合自治会	会長	川 原 理